検定試験の自己評価シート

自己評価実施日：令和７年１月１０日

検定事業者名： 公益財団法人国際文化カレッジ
検定試験名： フォトマスター/写真とカメラの実用知識検定

【４段階評価の目安】
Ａ ：達成されている　Ｂ ：ほぼ達成されている　Ｃ ：やや不十分である　Ｄ ：不十分で、改善すべき点が多い

大項目	中項目	小項目				中項目別実態・課題・改善の方向性等
			評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
Ⅰ 検定試験の実施主体に関する事項	【評価の視点】 検定試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財務基盤を有するとともに、受検者や活用者（学校・企業等）への適切な情報公開と個人情報の保護がなされていること。また、実施主体自身が、ＰＤＣＡサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していく組織となっていること。					
	①組織・財務	1	《検定試験の目的》 〇検定試験の目的が明確であるか。	写真の撮影とその関連知識に関しては、その応用範囲は広く、 1.写真を利用する編集・デザイン・マスコミ業界と、これらをめざすための学校や学科での学習補完、および学生の就職支援に向けた推奨資格として。 2.中学・高校・大学の写真部などの、部員のスキルアップのための学習目標設定。 3.メーカーから小売業に至るまで、写真・カメラ関連の営業、 販売、事務職員のスキル＆キャリアアップにより、顧客の獲得・販売促進・商品開発・職能域の活性化等に役立てること。を目的としており、ホームページで明示しています。 また、検定試験規則にて下記のように明示しています。 （検定の目的） 第１条　写真とカメラに関する実用知識・技法の知識を適切に評価し、一般写真愛好者に対しては学習目標の明確化と成果の向上を、写真関連業界従事者にとっては、より質の高い接客や社業に貢献し得るスキルアップにつなげ、もって写真文化の発展に寄与することを目的とする。	Ａ	今後も継続して質の保持・改善に努める。
		2	《検定事業の実施に関する組織体制》 〇検定試験の目的を達成するための組織として、検定事業実施体制（役職員体制、事務処理体制、危機管理体制、内部チェック体制等）が適切に構成されているか。	・本検定の目的、使命を達成するため次の体制により組織化されている。 ①役職員体制、②事務処理体制、③作問体制、④危機管理体制、⑤試験実施運営体制、⑥普及啓発体制 □検定事業実施体制 ☑役職員体制 ☑事務処理体制 ☑危機管理体制 ☑内部チェック体制 ☑その他（試験実施運営体制、検定普及体制）	Ａ	
		3	《検定実施主体の財務経理情報の備え置き》 〇実施主体の財務経理情報を備えているか（検定試験を継続して実施している場合には、複数年分の財務経理情報を備えているか）。	☑備えている（webで公開している：収支計算書、貸借対照表、財産目録等） □備えていない	Ａ	

大項目	中項目	小項目				中項目別実態・課題・改善の方向性等
			評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
Ⅰ　検定試験の実施主体に関する事項	①組織・財務	4	《検定実施主体の財務経理の監査》 〇財務経理に関して、定期的、または、適宜監査を受けているか。	☑受けている（☑内部監査、☑外部監査、□その他）	A	今後も継続して質の保持・改善に努める。
		5	《検定事業以外の事業との区分》 〇検定事業とその他の事業の財務経理の区分が明確であるか。	☑区分が明確である。 □区分を行っていない、又は、区分が明確でない。 □その他の事業を行っていない。 公益事業、収益事業を経理的にきちんと区分けして管理している。	A	
		6	〇その他の特記事項等。		A	
	②情報公開、個人情報	7	《検定試験に関する情報公開》 〇受検者や活用者（学校・企業等）に対して、インターネット等を活用して、検定試験の実施主体に関する事項や、検定試験に関する情報が公開されているか。	解答についてはウェブサイトにおいて12月１日までに公開することを決めており、合格率等の情報は判明次第ウェブで公開している。 ＵＲＬ：pm-kentei.com 法人に関する項目をウェブにて公開している。 ＵＲＬ：www.kokusai-bc.or.jp/info/outline.html	A	
		8	《個人情報保護》 〇受検者の個人情報保護に関する方針やマニュアル等が整備されるなど、個人情報保護が徹底されているか。	「プライバシーポリシー（個人情報保護法方針）」として、ウェブで公開している。 法人　ＵＲＬ：www.kokusai-bc.or.jp/info/privacy.html	A	
		9	〇その他の特記事項等。			

大項目	中項目	小項目				中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
			評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
Ⅰ 検定試験の実施主体に関する事項	③事業の改善に向けた取組	10	《質の向上に向けた取組》 〇目標（Ｐｌａｎ）ー実行（Ｄｏ）ー評価（Ｃｈｅｃｋ）ー改善（Ａｃｔｉｏｎ）というＰＤＣＡサイクルに基づき、組織的・継続的に検定試験の運営等を改善するとともに、自己評価シート等が公表されているか。	事業計画に基づき、各種教育機関や企業へのＤＭによる広報、ウェブサイトや各種雑誌での広報を通じて受験者へ告知し、受験団体や受験者からの意見および実施概要を検定委員会において検討し、社会的要請および社会教育の振興に益する方向性を決定し、ＰＤＣＡサイクルに基づいて事業の改善を行っている。 自己評価シートはホームページにて公表している。	A	今後も継続して質の保持・改善に努める。
		11	《内容・手段等の見直しの体制》 〇知識・技術の発展や社会環境の変化に応じて、内容や手段等を常時見直す体制となっているか。	デジタル技術の進歩は著しく、デジタルカメラやフォトレタッチに関する事項については、毎年内容や難度について、検定委員会において検討し、問題に反映させている。	A	
		12	〇その他の特記事項等。			

大項目	中項目	小項目				中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
			評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
Ⅱ　検定試験の実施に関する事項	【評価の視点】 適正かつ公正で透明性の高い検定試験の実施体制を有するとともに、受検手続を明確にした上で目的や内容、規模等に応じた適切な取組を行っていること。					
	①受検手続等	13	《検定試験の概要》 〇検定試験の目的に沿って、測る知識・技能、領域（分野）、対象層（受検資格等）、試験範囲、水準等が級ごとに明確になっているか。	検定試験規則に下記のように明示している。 （検定種別および程度） 第５条　検定試験は、１級、準1級、２級、３級の４種とし、各級の程度は次のとおりとする。 １級　　写真とカメラに関する高度な知識を有し、高度な撮影技法について理解していること。 準１級　写真とカメラに関するやや高度な知識を有し、上級程度の撮影技法について理解していること。 ２級　　写真とカメラに関する一般的な知識を有し、中程度の撮影技法について理解していること。 ３級　　写真とカメラに関する基礎的な知識を有し、初歩的な撮影技法について理解していること。 詳細な出題項目については、別途項目表を作成し、作問の指針としている。 また、対象者等についてウェブや受験案内で示している。 ＵＲＬ：pm-kentei.com/class/index.html	A	今後も継続して質の保持・改善に努める。
		14 該	《受検資格》 【受検資格を制限する試験の場合】 〇年齢や事前の講座受講の有無等によって受検資格が制限されている場合には、その合理的な理由が示されているか。	受験資格に特に制限はない。	A	
		15	《受検手続・スケジュール等》 〇試験の実施規則・要項等において、受検手続・スケジュールが適切に定められるとともに、常時、見直しを行っているか。	出願期間は、学校の休暇と時期が重ならないように考慮している。	A	
		16	《問い合わせ先の設置》 〇受検者からの手続等に関する問い合わせ、試験後の問い合わせ先が設置され適切に公開されているか。	☑受検手続に関する問い合わせ窓口 （フォトマスター検定事務局 tel 03-3361-2505／fax 03-3367-3114） ☑試験後の疑義申し立てなどの対応窓口 （〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-2-38 公益財団法人 国際文化カレッジ／フォトマスター検定事務局　宛 疑問箇所、疑問に思う理由、その根拠となる参考文献を明示の上で封書で郵送） □その他（　　）	A	

大項目	中項目	小項目				中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
			評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
Ⅱ　検定試験の実施に関する事項	①受検手続等	17	《受検料》 〇受検料の適正性・妥当性について点検・検証されているか。	収支相償の観点から、現在の受験者数の水準で適正に事業運営が図れるよう点検・検証されている。	A	現状では、本検定に関係する学習は視覚障害があっては難しく、受験希望は聞いたことがない。 ただし、今後、環境の変化により受験者が発生すると思われる場合は、対応につき検討する。 そのほかの項目については今後も継続して質の保持・改善に努める。
		18	《障害者への配慮》 〇 障害者が受検する場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮が行われているか。	障がい者については、事前に申し出てもらうことを「受験要項」に記載している。申し出があればできる限り配慮するよう、該当会場の責任者に伝える。受検会場で申し出る場合でも、希望に沿うよう計る（机の配置、手話者補助許可など）。視覚障害者に対する点字対応などは行っていない。	A	
		19	《多くの受検者が簡便・公平に受検できるための配慮》 〇より多くの受検者が、簡便、かつ、公平に受検できるような配慮が行われているか。	スマートフォン、パソコンによるインターネット出願などによる受検者の利便性への配慮をしている。インターネット出願の環境の無い場合には、郵便振替による受験申込で受付できる。団体受験では受検料の割引制度、学校や会社での受験ができるよう、また、日曜日が営業日の販売店等のたために、月曜日、火曜日の日程設定ができるよう配慮している。	A	
		20	〇その他の特記事項等。			
	②試験実施	21	《作問・審査体制》 〇検定試験の目的、内容、規模等に応じて、検定試験の作問体制・審査体制が適切に構成され、運営されているか。	検定試験の作問に当っては、詳細な出題項目について、別途級別項目別の表を作成しており、作問の指針としている。また、問題素案作成から本試験問題決定までの間に、各メーカーを代表する検定委員、写真家のほかに、日本写真学会の協力を得て試験問題の内容の検証を行っている。	A	
		22	《情報の管理体制》 〇検定試験に関する情報管理体制が適切に構成され、情報管理対策（情報管理マニュアルの整備や担当者への研修・注意喚起など）が講じられているか。	・試験問題原稿やそのデータの授受は手渡しで行う。試験問題版下や問題データの保管は、ロッカーで鍵をかけ管理。 ・試験問題の印刷業者や委託業者には、秘匿管理の徹底を図る。 ・試験実施(監督者)マニュアルにより、個人情報保護、試験問題の厳重な保管を義務づけている。	A	
		23	《各試験会場を総括する責任者の配置》 〇各試験会場を総括する責任者が配置されているか。	事務局長が総括している。	A	
		24	《試験監督業務についての共通理解》 〇試験監督業務のマニュアルが定められ、試験実施会場・機関に事前に配付されており、試験監督者等の共通理解が図られているか。	試験実施マニュアルを事前に配布し、試験の実施運営についての注意点等を周知させている。	A	
		25 該	《学校等が試験を実施する会場を設けている場合の公平性の確保》 【検定実施団体自らが試験を実施する会場とは別に、学校や民間教育施設等が試験を実施する会場を設けている場合】 〇検定実施団体自らが試験を実施する会場と同等の公平さが確保されているか。	試験実施時間の順守。準会場において複数日の試験日を設けている場合には、試験問題、別紙図版用紙の一時回収、最終日試験の終了後の再配布を義務付けている。	A	

大項目	中項目	小項目				中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
			評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
Ⅱ　検定試験の実施に関する事項	②試験実施	26	《受検者の本人確認》 〇受検者の本人確認は、顔写真を添付した受検票の用意や身分証による照合など、本人確認が確実に行われるよう講じられているか。	顔写真のある身分証明書と受験票を受付時に提示、照合することで本人確認を行っている。顔写真の無い身分証明書の場合には、受験票に顔写真を貼付して受付時に照合することとしている。	A	今後も継続して質の保持・改善に努める。
		27	《不正行為等への対応策》 〇受検者の不正行為・迷惑行為防止に関する適切な対応策が講じられるとともに、対応マニュアルが作成され、職員や試験監督者等の共通理解が図られているか。	机上に置いて良いものは、受験票、身分証明書、時計とし、スマートフォン、携帯電話などは電源を切ってバック等にしまうことを義務付けている。また、電子式卓上計算機(電卓)の持込は禁止(受験票及び試験実施マニュアルに記載)。 なお、時計機能付きの電卓、計算機能付きの時計の使用も禁じている。	A	
		28	《天災等のトラブルへの対応》 〇試験当日、天災や交通機関の遅延等があった場合には、試験開始時刻の変更や再受検の容認など、受検機会の確保について配慮されているか。	天災による被害、交通機関遅延の程度により試験開始時刻の変更等を行っている。また、天災等により会場が使用できず当日の受験ができなかった場合、受験料の返金を行っている。	A	
		29	〇その他の特記事項等。			
	③学校の単位認定や入試等に活用される検定試験	30 該	《受検機会の確保》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 〇受検機会の設定に関して児童生徒等が不利益を被らないように、配慮がなされているか。	該当せず		
		31 該	《検定試験と学習指導要領との関係》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 〇当該検定試験と学校教育との関係性（学習指導要領に基づく学校における学習との関連等）が明確に示されているか。	必須単位の認定とはなっていない。		
		32 該	《試験結果の公平性・安定性》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 〇年度ごとや、年間の回ごとでの試験結果が互いに比較可能となるよう検証されているか。	検定試験規則により、正解率７割以上を基準として合格としている。また、実施年による設問の難度の揺らぎに対応するため、平均点、偏差値などに基づき、合格基準となる正解率につき、上下５%の範囲で調整することを定めている。 なお、数問複数年で同じ設問をモニター問題として出題し、正解率を検証することで合格基準の指針としている。	A	
		33 該	〇その他の特記事項等。			

大項目	中項目	小項目				中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
		評価項目		実績・理由・特記事項等	評価	
Ⅱ　検定試験の実施に関する事項	④コンピューターを使って行う検定試験	34 該	《コンピューターを使う場合の本人確認》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○IDとパスワード等で本人確認が行われているか。	該当せず		該当せず
		35 該	《コンピューターの使いやすさ》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○テスト画面や操作方法が受検者にわかり易くなっているか。	該当せず		
		36 該	《コンピューターの安定性の確保》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○システムの冗長化、バックアップリカバリー等、試験が安定的に運用される体制を取っているか。	該当せず		
		37 該	○その他の特記事項等。			

大項目	中項目	小項目				中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
			評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
Ⅲ 検定試験の試験問題に関する事項	【評価の視点】 検定試験の目的や内容が明確であり、知識・技能を測る手法や審査･採点の基準等が適切であること。					
	①測定内容・問題項目	38	《検定試験の設計》 〇検定試験の目的に沿って、適切に知識・技能を測れるよう、設計が行われているか。	検定試験の作問に当っては、詳細な出題項目について、その出題項目を級別にどのように出題するかを表にまとめてあり、作問の指針としている。	A	今後も継続して質の保持・改善に努める。
		39	《試験問題と測る知識・技能の関係》 〇検定試験の設計に従って、各問題項目がつくられているか。	検定試験の作問に当っては、詳細な出題項目について、その出題項目を級別にどのように出題するかを表にまとめてあり、作問の指針としている。	A	
		40	〇その他の特記事項等。			

大項目	中項目	小項目				中項目別実態・課題・改善の方向性等
			評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
Ⅲ　検定試験の試験問題に関する事項	②審査・採点	41	《審査・採点基準の明確さ・適切さ》 〇審査・採点の基準が明確に定められており、また、これが当該検定試験の設計と合致しているか。	マークシート採点のため、曖昧さは排除されている。作問もマークシートを前提にされている。	A	今後も継続して質の保持・改善に努める。
		42 該	《主観的な評定における採点の公平性の確保》 【面接・論文・実技等の主観的評定の場合】 〇面接・論文・実技等の主観的評定について、マニュアルの周知やトレーニングの実施により採点基準についての共通理解が確保され、公平な採点がなされているか。	マークシート採点のみである。	A	
		43	〇その他の特記事項等。			
	③試験結果に基づく試験の改善	44	《試験結果に基づく試験の改善》 〇試験結果から得られるデータに基づき、検定試験の問題内容や測定手段、審査・採点基準について検証し継続的な改善を図っているか。	試験実施後、受験者の解答状況を分析し、その結果を検定委員会において検討し問題の改善等に役立てている。	A	
		45	〇その他の特記事項等。			
	④コンピューターを使って行う検定試験	46 該	《コンピューターと紙の試験の公平》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 〇通常の紙による試験と比較可能な結果が得られるような配慮がなされているか。	該当せず		
		47 該	〇その他の特記事項等。			

大項目	中項目	小項目				中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
			評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
Ⅳ 継続的な学習支援・検定試験の活用促進	【評価の視点】 検定試験の結果が、学習成果を示す指標として社会に適切に評価され、実際に活用されるため、検定事業者等において活用促進に向けた適切な取組を進めていること。また、受検者の継続的な学習を支援するため、検定事業者において適切な取組を進めていること。					
		48	《検定の結果を証明する書類の発行》 〇検定の結果を証明する合格証や認定証等が発行されているか。	☑発行されている（合格証は合格者に対し無料で送付。合格証明書は申し出により発行（要手数料）。） □発行していない	A	今後も継続して質の保持・改善に努める。
		49	《受検者が獲得した知識・技能の明示》 〇受検者が獲得した又は保持している知識・技能の内容を、活用者が一見して判断し得るよう明らかにしているか。	検定試験規則に下記のように明示している。 （検定種別および程度） 第５条　検定試験は、１級、準1級、２級、３級の４種とし、各級の程度は次のとおりとする。 １級　　写真とカメラに関する高度な知識を有し、高度な撮影技法について理解していること。 準１級　写真とカメラに関するやや高度な知識を有し、上級程度の撮影技法について理解していること。 ２級　　写真とカメラに関する一般的な知識を有し、中程度の撮影技法について理解していること。 ３級　　写真とカメラに関する基礎的な知識を有し、初歩的な撮影技法について理解していること。 詳細な出題項目については、別途項目表を作成し、作問の指針としている。 また、対象者等についてウェブや受験案内で示している。 URL：pm.kentei.com/class/index.html	A	
		50	《検定試験と活用先の能力の関係》 〇当該検定試験と企業等や地域等の社会における諸活動との関係性が明確になっているか。	写真の撮影とその関連知識に関しては、その応用範囲は広く、 1.写真を利用する編集・デザイン・マスコミ業界と、これらをめざすための学校や学科での学習補完、および学生の就職支援に向けた推奨資格として。 2.中学・高校・大学の写真部などの、部員のスキルアップのための学習目標設定。 3.メーカーから小売業に至るまで、写真・カメラ関連の営業、 販売、事務職員のスキル＆キャリアアップにより、顧客の獲得・販売促進・商品開発・職能域の活性化等に役立てること。を目的としており、ホームページで明示しています。	A	
		51	《受検者の継続的な学習の参考となる情報の提供》 〇受検者に対して、試験の合否だけでなく、領域ごとの成績、合格後の学習の指針など、受検者の継続的な学習の参考になる情報が提供されているか。	過去問題集、受験ガイドブック等の受験参考書が発行されている。	A	
		52	《試験問題等の公開》 〇過去の試験問題や正答、類似問題等が公開されているか　（ただし、試験の性質上、公開することによって、事後の出題に影響が生じるものを除く）。	正答は、試験後の１２月～翌年１０月頃まで公開している。 ２年に１回の割で過去問題集が発行されている。	A	
		53	《活用事例の調査・把握》 〇学校・企業・地域等での検定試験の活用事例を調査・把握しているか。	上級の合格者に対して、報奨制度を設けたり、販売店などでは店頭に有資格者を紹介して、顧客への信頼度アップに活用している例がある。	A	
		54	〇その他の特記事項等。			